氷見市農業委員会　定例総会議事録

（令和元年度　１２月度）

１　日　　時　　令和元年１２月２日（月）

開会：午後１時５３分

閉会：午後２時４３分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１３名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登　 3番　山下　壽明

4番　円戸　敏男 6番　上出　義美　 7番　両國　明美

8番　中嶋　知子 9番　川上　悦男 11番　山下　　裕

12番　江添　良春 13番　大澤　昌弘 14番　扇谷　俊彦

15番　松村　　博

４　欠席委員　　 5番　六田　敏夫 10番　寳住　與一

５　議　　題　　第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　坂　　久成　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫 臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、令和元年度１２月度定例総会を開催いたします。

はじめに、職務代理者から挨拶がございます。

（職務代理者）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を山下裕委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、　　会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（職務代理者）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件

第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について

です。

□議長（職務代理者）　なお、本日は在任委員１５名中１３名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（職務代理者）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、私の他に、円戸委員、上出委員にお願いいたします。

□議長（職務代理者）　それでは、第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

今月の利用権設定は、通常の相対のものと、農地中間管理機構にかかるものがあります。

番号１～の借受人の氏名、面積を朗読

以上、合計で筆、設定面積㎡を、名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（職務代理者）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

□議長（職務代理者）　それでは、第２号議題　農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題、農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は２件です。

まず１件目は１筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番、登記地目は田です。

譲渡人　＊＊市＊＊番号（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

次の２件目は計３筆で、申請面積は㎡です。

申請農地は、氷見市＊＊番他、登記地目は全て田です。

譲渡人　氷見市＊＊番地（氏名＊＊）から、譲受人　氷見市　　＊＊番地（氏名＊＊）へ所有権移転を行うものです。

なお、＊＊証明、＊＊証明が申請書に添付されております。

以上、今回の案件は、農地法第３条第２項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（職務代理者）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、第２号議題、農地法第３条の規定による許可申請について許可を与える件について原案のとおり承認することとします。

□議長（職務代理者）　次に、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件、２件につきまして、ご説明申し上げます。

番号１、地区はです。

譲受人は千葉県習志野市＊＊番号（氏名＊＊）、

譲渡人は富山市＊＊番号（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記、現況ともに畑、申請面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的がです。

番号２、地区はです。

譲受人は高岡市＊＊番号（氏名＊＊）、

譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）他名、

申請地は、氷見市＊＊番他１０筆、地目は８筆が登記、現況ともに田、３筆が登記は田、現況が畑、申請面積は合計㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的がです。

引き続き、許可基準について説明。

　　　　　　　　第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（職務代理者）　質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました＊＊委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けます。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

番号１番の案件の隣接地について、申請地北側の排水路と東側の水路の境界には、工事着手時において十分に注意すること、用排水路への影響については、工事完了後における排水路の管理等は地区の規約等のもと適正に行うことなどを指導しました。

番号２番の案件については、隣接地との境界が確定されており、転用後における周辺農地への影響、用排水路への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地のある番号２番については、隣接農地耕作者からの承諾書が添付されています。

なお、２件ともに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件２件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（職務代理者）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は　　質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、第３号議題　農地法第４条及び第５条の規定に　　よる許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、　許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（職務代理者）　次に、第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断、１件につきまして、ご説明申し上げます。

地区はです。

申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

申請地は、氷見市＊＊番、番、地目は２筆とも登記が畑、現況は山林、面積は合計㎡です。

今回、非農地認定による非農地通知書交付申請があったものです。

申請地は、昭和＊＊年頃から杉を植林し、植林後３０年から４０年経過しており、全体の伐採を検討する時期となりました。

今回、周辺の山林を伐採し、植林する話が関係者から持ち上がりました。伐採後は森林組合に植林、維持管理をお願いする方向で協議されています。このため森林組合の事業として植林を行うためには地目が山林でないと不可であるものです。調査したところ、登記上の地目は畑となっていますが現地写真のとおり杉の木が植林されており、今後、農地として原状回復は困難であるといえます。

説明は以上でございます。

今回、付された案件につきまして、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

また、非農地認定申請による、農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきましては、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に、当該農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から削除することとしています。

なお、平成３０年３月１２日付けの「農地法の運用について」の一部改正により、総会又は部会の議決を必ずしも必要とするものではないこととされましたが、今後、非農地認定申請による、農地法第２条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について、本総会による議題としての審議事項ではなく、報告事項として取り扱っていくものとしてよろしいか、あわせて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、現地調査については、従来どおり各委員の方とともに実施するものです。

□議長（職務代理者）　質問を受ける前に、先般＊＊月＊＊日に行われました＊＊委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、本日、＊＊委員は欠席でありますので、事務局から代読報告を行います。

（事務局代読）　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

現地は、周囲を山林に囲まれており、杉の木が植林されている状態であることを確認いたしました。現地の状況から、今後、農地としての原状回復は困難であると判断いたしました。

以上、非農地として判断したことを報告させていただきます。

□議長（職務代理者）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による代読報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（＊＊委員）　　似た様な山林化している事例は沢山あると思うが、今後、許可をしてもらえるのか。

（事務局）　　　非農地判断は求められれば、農業員会として判断を要するものと考えています。

（＊＊委員）　　地目変更による税金の影響はどうか。

（事務局）　　　非農地判断の後、法務局で登記地目変更まで進む場合もそうでない場合もあります。基本的には税や土改等、賦課機関で現況も含めて判断することになろうかと思います。

（事務局）　　　非農地判断の進め方は、他市の航空写真活用事例等も参考に、農地委員会に預けることも含めて委員会で検討をすすめてはどうかと考えています。

□議長（職務代理者）　他に、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（職務代理者）　異議がないと認め、第４号議題　農地法第２条の規定による農地、非農地の判断につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（職務代理者）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会１２月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和元年１２月２日

議　　長

署名委員

署名委員